

議案第 27 号

山都町通潤橋史料館条例の一部改正について

山都町通潤橋史料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本靖也

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化及び諸物価、人件費等の高騰に伴い使用料を改め維持管理経費を確保するため、山都町通潤橋史料館条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町通潤橋史料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町通潤橋史料館条例の一部を改正する条例

山都町通潤橋史料館条例（平成１７年山都町条例第８４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「国指定重要文化財」を「国宝」に改める。

第１９条第２項中「第２」を削る。

別表を次のように改正する。

別表（第１４条、第１９条関係）

区分	単位	使用料	
		大人	小人 (小学校児童及び 中学校生徒)
個人	１人１回につき	４００円	２００円
団体（２０人以上）	１人１回につき	３００円	１５０円
特別使用	１点につき１回又は １日	２，０００円の範囲内において町長が 定める額とする。	

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の山都町通潤橋史料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、施行の日前の使用料については、なお従前の例による。

山都町通潤橋史料館条例(平成17年条例第84号)新旧対照表

現行	改正後（案）																																				
（設置） 第1条 <u>国指定重要文化財</u>「通潤橋」を始めとする歴史的な利水等に関する資料(以下「史料」という。)を収集し、保管し、及び展示して町民等の利用に供するとともに、先人の知恵に学び、その残した功績に対する理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、史料館を設置する。 （利用料金） 第19条 （略） 2 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、別表<u>第2</u>に定める額に100分の130を乗じて得た額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。 3 （略） 別表(第14条関係_____)	（設置） 第1条 <u>国宝</u>_____「通潤橋」を始めとする歴史的な利水等に関する資料(以下「史料」という。)を収集し、保管し、及び展示して町民等の利用に供するとともに、先人の知恵に学び、その残した功績に対する理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、史料館を設置する。 （利用料金） 第19条 （略） 2 前項の規定により指定管理者が収受することができる利用料金の額は、別表<u> </u>に定める額に100分の130を乗じて得た額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。 3 （略） 別表(第14条関係、<u>第19条関係</u>)																																				
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>大人</th><th>小人 (小学校児童及び 中学校生徒)</th></tr><tr><td>個人</td><td>1人1回につき</td><td><u>300円</u></td><td><u>150円</u></td></tr><tr><td>団体(20人以上)</td><td>1人1回につき</td><td><u>200円</u></td><td><u>100円</u></td></tr><tr><td>特別使用</td><td>1点につき1回又は1日</td><td colspan="2"><u>1,000円</u>の範囲内において町長が定める額とする。</td></tr></table>	区分	単位	使用料		大人	小人 (小学校児童及び 中学校生徒)	個人	1人1回につき	<u>300円</u>	<u>150円</u>	団体(20人以上)	1人1回につき	<u>200円</u>	<u>100円</u>	特別使用	1点につき1回又は1日	<u>1,000円</u> の範囲内において町長が定める額とする。		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>大人</th><th>小人 (小学校児童及び 中学校生徒)</th></tr><tr><td>個人</td><td>1人1回につき</td><td><u>400円</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td>団体(20人以上)</td><td>1人1回につき</td><td><u>300円</u></td><td><u>150円</u></td></tr><tr><td>特別使用</td><td>1点につき1回又は1日</td><td colspan="2"><u>2,000円</u>の範囲内において町長が定める額とする。</td></tr></table>	区分	単位	使用料		大人	小人 (小学校児童及び 中学校生徒)	個人	1人1回につき	<u>400円</u>	<u>200円</u>	団体(20人以上)	1人1回につき	<u>300円</u>	<u>150円</u>	特別使用	1点につき1回又は1日	<u>2,000円</u> の範囲内において町長が定める額とする。	
区分			単位	使用料																																	
	大人	小人 (小学校児童及び 中学校生徒)																																			
個人	1人1回につき	<u>300円</u>	<u>150円</u>																																		
団体(20人以上)	1人1回につき	<u>200円</u>	<u>100円</u>																																		
特別使用	1点につき1回又は1日	<u>1,000円</u> の範囲内において町長が定める額とする。																																			
区分	単位	使用料																																			
		大人	小人 (小学校児童及び 中学校生徒)																																		
個人	1人1回につき	<u>400円</u>	<u>200円</u>																																		
団体(20人以上)	1人1回につき	<u>300円</u>	<u>150円</u>																																		
特別使用	1点につき1回又は1日	<u>2,000円</u> の範囲内において町長が定める額とする。																																			